

事務名	温泉成分分析機関変更の届出
根拠法令	温泉法第 20 条

登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。